

第2号議案

出産育児一時金等の見直しについて

第2号議案

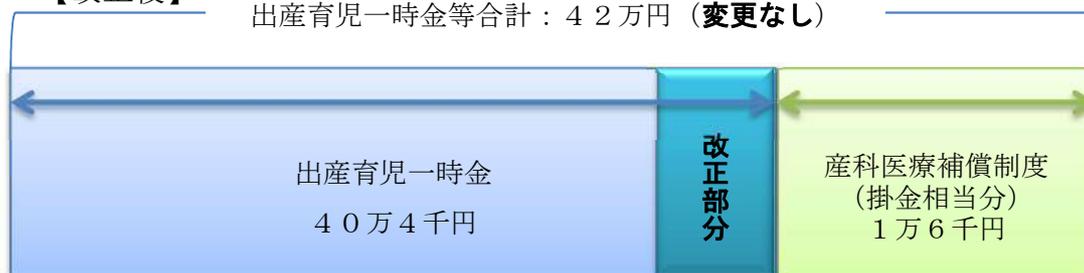
出産育児一時金等の見直しについて

■改正の概要■

【現行】



【改正後】



■出産育児一時金とは■

芦屋市国民健康保険の被保険者が出産したときに支給しているもの。

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産には42万円を、未加入の分娩機関での出産には39万円を支給している。

■産科医療補償制度とは■

目的

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年1月に創設された(運営組織は公益財団法人日本医療機能評価機構)。

補償・掛金

看護・介護のために、一時金600万円と分割金2,400万円（年間120万円を20回給付）、総額3,000万円が補償金として支払われる。

この制度は分娩機関が加入する制度であることから、補償に向けた掛金（3万円）は分娩機関が支払うことになっている。このため、この制度に加入している分娩機関での分娩費用には掛金が加算されていることから、出産育児一時金に掛金相当額を加算して支給している。

■改正の経緯■

機構では制度創設当初、年間の補償対象を最大800人として掛金を3万円と決定したが、平成25年に試算したところ481人と推計され、年120億から140億円の剰余金が出る見込みとなった（申請期限は子どもの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までのため、試算当時はすべて未確定）。

この剰余金について、公益財団法人日本医療機能評価機構の産科医療補償制度運営委員会で、返還する案と将来の掛金に充当する案の2案が話し合われた結果、補償対象を拡大していくべきとの意見が相次ぎ、返還しないことで一致した。

これを受け、平成27年1月1日以降の出産について掛金を減額（剰余金を充当）し、制度の補償対象を拡大することになった。

事 務 連 絡
平成26年7月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正15年勅令243号（以下「健保令」という。））等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直すものであること。

第2 改正の内容

1 健保令の改正関係

(1) 出産育児一時金の金額の見直し（健保令第36条関係）

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する「39万円」を「40.4万円」とすること。

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は、見直さないこと（ただし、「保険者が定める金額」については、（2）のとおりとすること）。

- （2）健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」の見直し（「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成20年12月5日付け保保発第1205001号厚生労働省保険課長通知関係））

健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」については、産科医療補償制度における掛金が「3万円」から「1.6万円」に引き下げられることとなったため、「1.6万円」を基準とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合同約例の改正関係

- （1）出産育児一時金の金額の見直し

1（1）を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する「39万円（何円）」を「40.4万円（何円）」とすること。

- （2）国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する加算額について

1（2）を踏まえ、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する、健保令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「1.6万円」を基準とすること。

第3 施行期日

平成27年1月1日とすること。

出産育児一時金等の見直しについて（新旧条文比較）

■ 芦屋市国民健康保険条例 ■

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき390,000円【改正後：404,000円】を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、390,000円【改正後：404,000円】に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。

2 （省略）

■ 芦屋市国民健康保険条例施行規則 ■

（出産育児一時金の支給）

第12条 出産育児一時金の支給を受けようとするときは、世帯主は、出産育児一時金支給申請書に被保険者証及び出産を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

第13条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める額は、30,000円【改正後：16,000円】とする。